

# 京丹後市指定介護予防支援事業所 運営規程

平成18年3月30日

告示第44号

## (趣旨)

第1条 この告示は、京丹後市地域包括支援センターが介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項の指定を受けて設置する京丹後市指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を図るため、京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号。以下「条例」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

## (名称及び位置)

第2条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称             | 位置             |
|----------------|----------------|
| 京丹後市地域包括支援センター | 京丹後市峰山町杉谷691番地 |

2 事業所の業務の一部を処理するため、事業所に次の分室を置く。

| 名称            | 位置               |
|---------------|------------------|
| 地域包括支援センターあみの | 京丹後市網野町網野385番地の1 |

## (運営方針)

第3条 事業所が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の運営方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業は、その利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- (2) 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (3) 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- (4) 事業所は、事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関（以下「関係機関」という。）、住民の自発的な活動による地域の取組等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （職員の職種、資格、員数及び職務内容等）

第4条 事業所に配置する職員の職種、資格、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

| 職種・資格     | 員数     | 職務内容                                                    |
|-----------|--------|---------------------------------------------------------|
| 管理責任者     | 常勤1人   | 事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、地域包括支援センターの業務に従事<br>指定介護予防支援の提供 |
| 保健師       | 常勤3人以上 |                                                         |
| 社会福祉士     | 常勤3人以上 |                                                         |
| 主任介護支援専門員 | 常勤3人以上 |                                                         |
| 介護支援専門員   | 常勤1人以上 |                                                         |

2 事業所は、事業所内部の連携を図る体制を整え、事業の適正な運営を確保するものとする。

### （業務日及び業務時間）

第5条 事業所の業務日及び業務時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務日 月曜日から金曜日までとする。ただし、京丹後市の休日を定める条例（平成16年京丹後市条例第2号）第1条第1項第2号及び第3号《※1》に規定する日を除く。
- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

### （指定介護予防支援の提供方法及び内容）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定介護予防支援の方法は、条例第30条から第32条《※2》までの規定に従い、実施するものとする。
  - (2) 利用者の相談を受ける場所は、事業所又は利用者の自宅とする。
  - (3) 帳票は、厚生労働省が別に示す様式に準じて作成するものとする。
  - (4) サービス担当者会議（指定介護予防サービス等（以下この項において「サービス」という。）を提供する担当者の会議をいう。）の開催場所は、事業所、利用者の自宅又は介護予防サービス事業所等とする。
  - (5) 事業所は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの実施状況、利用者の状態等に関する報告を、月に1回以上、電話又は訪問により聴取する。
  - (6) 利用者への居宅訪問による面接は、サービス提供の開始月及び終了月並びにサービス提供の開始から3月毎並びに利用者の状態に著しい変化があったときとする。
  - (7) 利用者への居宅訪問をしない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所等への訪問等の方法により、利用者と面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を行うものとする。
- 2 事業所は、事業の一部について、市長が別に定める京丹後市地域包括支援センター運営協議会の同意を得たうえで、指定居宅介護支援事業者に委託して行うことができるものとする。

### **(利用料等)**

第7条 事業に係る利用料は、無料とする。

- 2 複写機の利用に要する費用その他利用者が負担すべき費用については、利用者は、当該費用に相当する実費額を事業所に支払うものとする。

### **(通常の地域の実施地域)**

第8条 通常の事業の実施地域は、京丹後市全域とする。

### **(秘密の保持)**

第9条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### **(管理責任者の責務)**

第10条 管理責任者は、職員の資質の向上のために、必要な研修を確保しなければならない。

- 2 管理責任者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

### **(業務継続計画の策定等)**

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(感染症の予防等)**

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

### **（虐待の防止）**

第13条 事業所は、利用者の人権を擁護し、又は虐待の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- （2） 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- （3） 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### **（事故発生時の対応）**

第14条 職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、直ちに利用者の家族等への連絡その他の必要な措置を講ずるとともに、管理責任者に報告しなければならない。

### **（記録の整備及び保存）**

第15条 事業所は、設備、備品、職員、会計等に関する記録及び関係機関との連絡調整その他事業の運営に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項の記録の保存期間は、完結の日から起算して5年を経過した日の属する年度末までとする。

### **（その他）**

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日告示第96号）

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第85号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第74号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第83号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日告示第43号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月23日告示第182号）

この告示は、平成30年8月23日から施行し、改正後の第12条第2項の規定は、改正前の京丹後市指定介護予防支援事業所運営規程第12条第2項の規定により現に保存期間にある記録から適用する。

附 則（令和2年3月31日告示第85号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日告示第20号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。



《※1》（京丹後市の休日を定める条例（平成16年京丹後市条例第2号）第1条第1項）

（市の休日）

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

《※2》（京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）第30条から第32条）

（指定介護予防支援の基本的取扱方針）

第30条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第31条 指定介護予防支援の具体的取扱方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (7) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等によるサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (8) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能及び健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる項目ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(9) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(10) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標及び具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(11) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原

- 案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (16) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (18) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (19) 担当職員は、第16号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。
- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
- （ア） テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- （イ） サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (20) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合
- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- (21) 第5号から第15号までの規定は、第16号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (22) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されている場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (23) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅



における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- (24) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）や、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第26号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (25) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (26) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (27) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護（法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）又は介護予防短期入所療養介護（同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (28) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与（法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要と認める場合にはその理由を当該介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (29) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売（法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (30) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (31) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (32) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。
- (33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第32条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能、栄養状態、口腔機能といった特定の機能等の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についても、その状態の維持への支援に努めること。